

第2回魚介類の名称のガイドライン検討委員会 議事概要

日時 平成19年7月5日(木) 15:00~17:37

場所 農林水産省 共用第11会議室

議題 魚介類の名称のガイドラインの取りまとめについて

出席委員：末永委員、稲垣委員、古賀委員、坂本委員、南谷委員、原田委員、村井委員、山根委員

●総論

- 鮮魚小売店からは、現在、特に魚介類の名称の表示について混乱しているとは聞いていない。
- 「イボダイ」は「エボダイ」という地方名があり、このようななまりによる表記の違いも差し支えないことを明確にされたい。

●各論

○委員からの意見を踏まえて原案を修正した事項。

- ・資料7の5ページ目の注) 2. に、発音の違いによる表示の若干の変化も可である旨を記述。
- ・資料7の4ページ目の「トヤマエビ」の一般的名称として「ボタンエビ」を記載できるとすることについては、標準和名が「ボタンエビ」の種が取扱量がわずかながらも存在することから、全国的な一般的名称として定着するかどうかしばらく様子を見ることとし、別表中の一般的名称例としては記載しないこととした。

(本件に関する主要な意見)

○トヤマエビの一般的名称として「ボタンエビ」を入れても良い。産地も表示するので特に問題はないと思う。

○統計上は、「トヤマエビ」と「ボタンエビ」を分けている。「トヤマエビ」を「ボタンエビ」と称することに疑義を呈する声もあることもあり、今回は、中間とりまとめのままにして、その後定着したのであれば推奨するのはいかがか。

- ・資料7の7ページ目の「ゴウシュウマダイ」と「ヨーロッパマダイ」は、一般的名称として「マダイ」が定着するかどうかについてはしばらく様子を見ることとし、各々の標準和名を使用すべき、あるいは、「マダイ」でよいといった明確な考えを本ガイドラインで示すことは控えることとし、別表に両種自体を記載しないこととした。

(本件に関する主要な意見)

○「ニシマアジ」を「マアジ」ではなく「アジ」としたように、「ゴウシュウマダイ」等の一般的名称例として「マダイ」ではなく「タイ」としてはいかがか。

○「マダイ」は国産のタイ類の中で最高級のものである。消費者として、これからは産地表示も気をつけることが益々重要になると考えられる。現状で、「マダイ」の使用を要望する声が大きくないのであれば、あえて一般的名称例として例示せず、実態の推移を見守ってもよいのではないか。

○(生鮮品で販売される場合)産地表示もあるので、「ゴウシュウマダイ」等の一

般的名称として「マダイ」としても問題はないのではないか。

○標準和名ではなく一般的名称を使用した場合、デパート等の担当業者が消費者に対して（これは種が違うのではないかと問われた時）説明できうるのか心配である。

○「マダイ」と「ゴウシュウマダイ」は一般消費者には見極めがつかない。

○「マダイ」と「ゴウシュウマダイ」は亜種以上の差がある。大きくなれば区別することができる。

○本ガイドラインは自主的な取り組みによるものではあるが、指導を行う上では権威のあるものなので、早急に結論は出さず、一般的名称として定着したかどうか見極めた上で改めて判断した方がよいのではないか。

○マダイは養殖もあるので象徴的な魚というわけでもない。事務局案で良い気もするが、あえて明確にする必要もないのではという気もする。

・資料7の8ページ目の「イリアンタイガー」について、一般的名称の使用に加え、「エビ」を追加。

○委員の一部から異論があったが、議論した結果、修正なく原案どおりとした事項。

・キチジの一般的名称として「キンキ」を追加すべきとの意見があったが、「キンキ」は地方名であり、その使用自体は問題ないが、一般的名称ではないため、別表には掲載しないこととした。